

隠岐の島町
選挙執行体制の見直し計画（案）

隠岐の島町選挙管理委員会

目 次

1. 現状と課題	1
2. 見直しの目的	3
3. 見直しの方針	3
4. 見直しの内容	4
5. 見直しに併せて実施する取り組み	5
6. 実施時期	6
7. 見直しの効果	6
8. その他	7

は じ め に

町民の皆様には、国政、地方選挙での積極的な投票参加に選挙管理委員会として感謝申し上げます。

さて、かねてより懸案事項でありました隠岐の島町における選挙の執行体制について、人口減少に伴う各地区人口の偏在化や交通事情の変化、期日前投票の普及など、様々な課題や社会情勢の変化が生じています。そうした状況の中で、時代に即した新たな選挙執行体制を整えるため、この度、選挙管理委員会では「隠岐の島町選挙執行体制の見直し計画（案）」を策定いたしました。

町民の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

令和4年 月

隠岐の島町選挙管理委員会

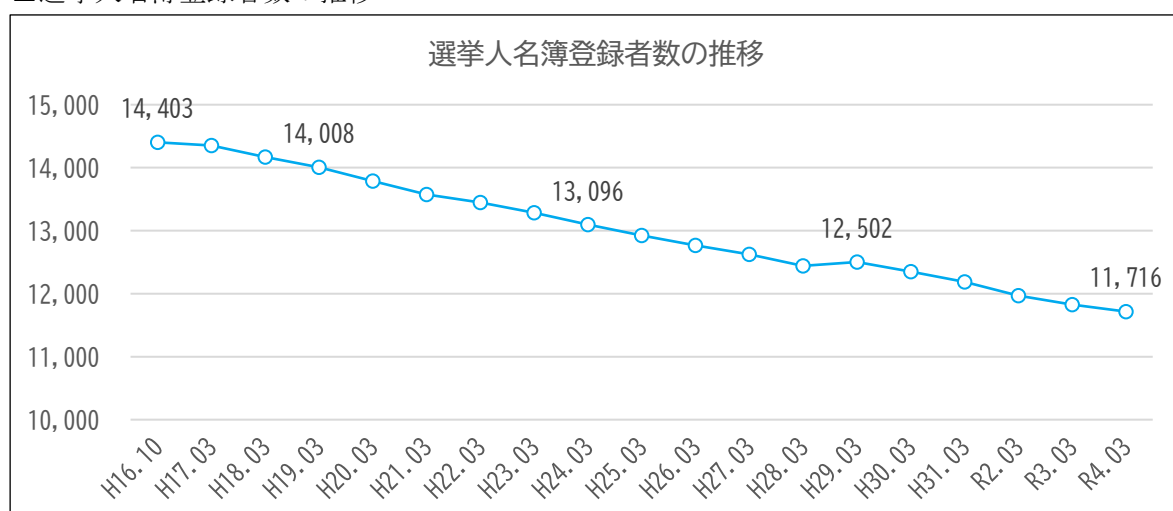
委 員 長 谷 口 桂 介

1. 現状と課題

(1) 選挙人名簿登録者数

本町の選挙人名簿登録者数は、平成16年10月の合併時には14,403人でしたが、人口の減少により、令和4年3月には11,716人となっており約2,600人(▲約19%)減少しています。

■選挙人名簿登録者数の推移



(2) 投票区

本町の投票区は46投票区であり、行政区を基本単位として設けています。

投票区ごとの選挙人名簿登録者数は、最大が1,480人、最小が21人となっており、その差は約70倍と投票区の規模に大きな偏りが生じていることから、格差の解消が必要となっています。

■投票区における選挙人名簿登録者数の比較

多い投票区			少ない投票区		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
2	隠岐の島町総合体育館	1,480人	11	釜集会所	21人
5	隠岐の島町ふれあいセンター	794人	17	都万目集会所	35人
4	港町集会所	650人	24	上元屋集会所	35人

(3) 投票所

本町では、当日の投票所を46ヶ所、期日前投票所を5カ所設置しています。当日の投票所の多くは、地区の集会施設を使用しており駐車場の確保やバリアフリーへの対応、近年では新型コロナウイルス感染症対策でのスペース不足などの課題が生じています。特に複数の選挙が同時実施となった場合は、多くの施設で実施できない恐れがあります。

なお、期日前投票所は、新型コロナウイルス感染症対策で令和2年の町長選挙より中老人福祉センター（中出張所）へ1ヶ所増設しています。

■当日投票所使用施設内訳

役場支所	体育館 (学校以外)	集会所	その他 公共施設	その他	合計
2	1	37	4	2	46

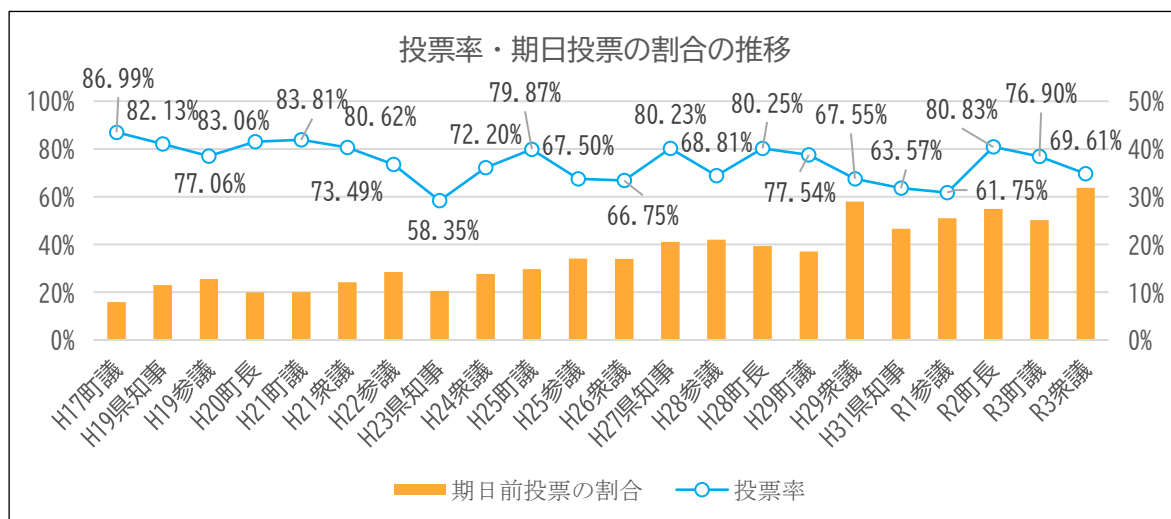
(4) 当日投票者数と期日前投票者数

全国的に近年は投票率が低下していますが、本町においても同様の傾向があります。

一方、期日前投票者数は増加しており、令和3年10月の衆議院総選挙では投票者の約32%が期日前投票を利用しています。期日前投票の定着により投票日当日の投票者が減少しており、このような投票行動の変化への対応が必要となっています。

期日前投票を利用した方のうち約80%が役場本庁を利用しています。本町の期日前投票所は、役場本庁では居住地区に関係なく全有権者が投票できますが、その他の期日前投票所ではその管内の有権者以外は投票ができないことも本庁に集中する原因となっていると考えられるため、改善が必要です。

■全体の投票率と投票者数における期日前投票の割合



(5) 投票管理者・投票立会人と投票事務従事者

投票所には投票管理者1名と投票立会人2名の3名以上の選出が必要であり、本町では、投票管理者46名と投票立会人は投票区の規模により2～3名の102名にお願いしています。投票管理者と投票立会人は投票区内からの選出をお願いしていますが、人口減少や高齢化により近年は選出に支障がでてきている投票区が増加しています。

また、投票事務従事者は、町の職員を委嘱していますが行財政改革により職員数が減少していることに加えて、繁忙期に重なった場合は事務に不慣れた保育士や看護師など従事可能な職員を総動員し対応している状況です。そのため、仮に投票日に災害等が発生した場合、危機管理体制の確保も懸念されるところです。

(6) 県内の状況

島根県内では本町を含む19市町村に636ヶ所の当日投票所が設置されており、最多は松江市の95ヶ所で最少は知夫村の6ヶ所となっています。本町の投票所数は県内で5番目と他市町村と比較して多く、本町に比べ人口の多い安来市、雲南市、大田市、江津市よりも多くなっています。

■ 県内市町村投票所数

市町村名	選挙人名簿 登録者数	投票所数	市町村名	選挙人名簿 登録者数	投票所数
松江市	166,793	95	吉賀町	5,088	25
出雲市	141,847	78	邑南町	8,859	21
浜田市	44,309	68	飯南町	4,059	17
益田市	38,266	54	美郷町	3,802	17
隠岐の島町	11,744	46	奥出雲町	10,567	16
雲南市	31,615	38	海士町	1,889	14
安来市	31,870	31	川本町	2,726	12
大田市	28,689	31	西ノ島町	2,410	10
津和野町	6,216	29	知夫村	549	6
江津市	19,425	28			

2. 見直しの目的

有権者が投票しやすい環境を整えるため、投票所施設を適正な規模、設備の整った施設へ変更し適正な投票環境の確保を図るとともに、投票区間の有権者数の均衡を図り、効率かつ的確な選挙管理体制を構築するため、選挙執行体制の見直しを行います。

3. 見直しの方針

国は投票区の設置基準について、「投票所から選挙人の住所までの距離は3km以下で選挙人の数が概ね3,000人以下」と位置付けているため、この基準を参考に以下の通りとします。

- (1) 投票区の規模は最小で200人とし、地理的条件等を考慮する。
- (2) 投票所までの距離は概ね3km以下を基準とする。
- (3) 投票所は施設の規模、バリアフリーへの対応、駐車スペース、空調設備の有無などの条件を考慮し、公共施設を優先的に使用する。
- (4) 旧投票所から新投票所までの距離が概ね3km以上となった場合には、別途支援策を検討する。

4. 見直しの内容

見直しの方針に基づき、以下のとおり現行の４６投票区から１６投票区へ投票区の見直しを行います。

見直し前			見直し後		
投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
1	中町集会所	607	1	西郷武道館	1,870
3	西郷老人会館	406			
4	港町集会所	650			
5	隠岐の島町ふれあいセンター 西町１２区、日記	207			
2	隠岐の島町総合体育館	1,480	2	隠岐の島町総合体育館	1,899
5	隠岐の島町ふれあいセンター 西町１３区、西町１４区	167			
7	里集会所	252			
5	隠岐の島町ふれあいセンター 八田１区、八田２区、田井、県職 第１、県職第２、県職第３、県職 第４、県職第５、国公住宅	420	3	隠岐の島町役場	1,947
13	まにの里	585			
14	隠岐の島町林業総合センター	342			
19	下西集会所	508			
20	西田会館	92			
6	岬町集会所	324	4	岬町集会所	324
8	東郷集会所	197	5	旧飯田小学校体育館	479
9	飯田会館	176			
10	犬来集会所	106			
11	釜集会所	21	6	大久集会所	198
12	大久集会所	177			
15	原田中央集会所	518	7	隠岐の島町社会福祉センター	777
16	勝山会館	128			
17	都万目集会所	35			
18	皆市集会所	57			
41	歌木集会所	39			
21	今津集会所	250	8	今津集会所	250
22	加茂漁村センター	274	9	加茂漁村センター	341
23	箕浦集会所	67			

投票区	投票所	登録者数	投票区	投票所	登録者数
24	上元屋集会所	35	10	中村保育園※	644
25	中老年人福祉センター	427			
26	西村集会所	123			
27	伊後集会所	59			
28	卯敷集会所	59	11	隠岐の島町役場布施支所	292
29	隠岐の島町役場布施支所	191			
30	飯美集会所	42			
31	北方集会所	277	12	北方集会所	551
36	福浦公会堂	52			
39	南方地区集落センター	154			
37	代地区集会所	68			
32	小路地区集会所	174	13	五箇生涯学習センター	827
33	郡地区集会所	394			
34	山田地区生活改善センター	108			
35	苗代田地区集落センター	49			
38	久見地区多目的共同利用施設	102			
40	隠岐の島町役場都万支所	437	14	隠岐の島町役場都万支所	668
44	向山集会所	231			
42	津戸集会所	259	15	健康管理増進施設「漁」	410
43	蛸木集会所	151			
45	旧那久小学校	176	16	旧那久小学校	239
46	油井集会所	63			

※再編後の第10投票区の「中村保育園」については、現在整備を進めている「隠岐の島町中出張所・診療所・歯科診療所複合新庁舎」が完成した場合は変更します。

5. 見直しに併せて実施する取り組み

投票区の見直しに伴う、有権者の負担軽減を図るため次の取り組みを実施します。

(1) 臨時期日前投票所の開設

投票区の再編に伴い、旧投票区内で投票所が廃止となった投票区のうち、旧投票所から新たな投票所までの距離が概ね3km以上となった地区については、旧投票所に2～3時間程度の臨時期日前投票所を設置します。

■臨時期日前投票所の設置対象投票所

No.	投票所	登録者数	距離	No.	投票所	登録者数	距離
11	釜集会所	21	3.2km	36	福浦公会堂	52	3.4km
17	都万目集会所	35	5.6km	38	久見地区多目的共同利用施設	102	6.0km
18	皆市集会所	57	3.5km	41	歌木集会所	39	6.0km
27	伊後集会所	59	3.8km	46	油井集会所	63	5.1km
30	飯美集会所	42	4.1km				

(2) 期日前投票所の利便性の向上

近年増加傾向にある期日前投票所について、各支所・出張所では対象地区以外の有権者が投票できないため、すべての有権者がどの期日前投票所でも投票できるよう利便性の向上を図ります。（※R4 参議院議員通常選挙から実施済み）

6. 実施時期

令和5年4月執行予定の島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙からとします。

7. 見直しの効果

(1) 効率かつ的確な投票所の運営

最大約70倍と大きな偏りがあった投票区間の選挙人名簿登録者数は、見直しにより最大約10倍と改善されます。また見直しにより投票所のスペースや事務従事者数に余裕ができるとともに、大規模な投票区では投票所内で受付から投票の係を複数設置するなどの対応も可能となることから、効率かつ的確な投票所の運営が期待できます。

(2) 投票環境の改善

多くの投票所で、駐車場の確保やバリアフリーへの対応が可能な投票所となり投票環境の改善が図られ、新型コロナウイルス感染症対策や複数選挙に対応した広いスペースも確保できます。

(3) 各地区の負担軽減

各地区から選出していただいていた投票管理者1名と投票立会人2～3名について、投票区の見直しにより減少するため、地区の負担軽減と、困難となりつつあった人員確保の改善が期待できます。また、投票管理者や投票立会人の選出が容易となれば、複数人による交代制の導入も可能となり選出された方の負担軽減を図ることができます。

【投票管理者・投票立会人の選出者数の試算】

投票管理者 現行：46人 → 見直し後：16人 増減：△30人

投票立会人 現行：102人 → 見直し後：43人 増減：△59人

(4) 選挙事務従事者数の削減

投票所の減少により従事者数の減少が見込まれるため、各投票所への従事者の適正な配置が可能となります。また、前述した大規模な投票所への複数の係の設置が可能となるとともに、投票日当日における危機管理体制の確保も可能となります。

【選挙事務従事者数の試算】

選挙事務従事者 現行：130 人 → 見直し後：71 人 増減：△59 人

(5) 選挙事務執行経費の削減

投票所における投票管理者、投票立会人の報酬や事務従事者の人件費、投票所の借料や設営に必要な備品、消耗品等の経費が節減されます。

【投票所設営経費の例（小規模投票区の場合）】

項 目	金 額	備 考
人件費	108 千円	投票管理者・投票立会人報酬など
借り上げ料	12 千円	投票所・車両借り上げ料など
その他	5 千円	消耗品費など
合 計	125 千円	

※上記は概算であり、投票所の状況により消耗品費は変動します。

※上記には、投票箱、投票記載台等の備品費は含まれていません。

8. その他

(1) 継続した取り組み

今後の社会情勢の変化や選挙制度の改正、今回の見直しによる影響等を考慮し、必要に応じて選挙執行体制の見直しについて引き続き検討を行います。

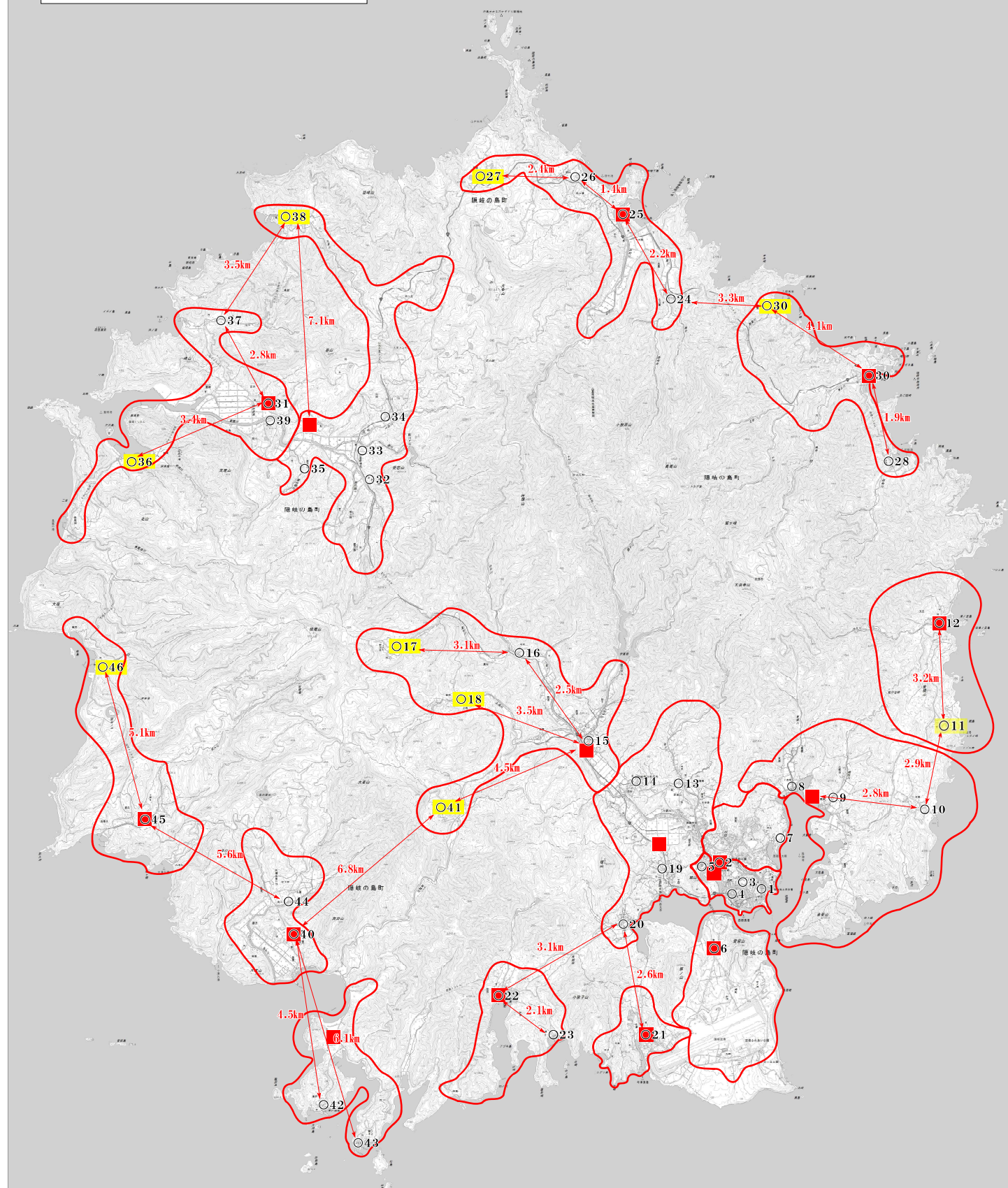
(2) 共通投票所の検討

投票当日に決められた投票所以外でも投票できる投票所である共通投票所の設置が全国的に多くなっています。共通投票所導入には全投票所のネットワーク化と投票システムの導入が必要不可欠であり、現在のところ本町での導入は困難な状況です。しかしながら、有権者の利便性の向上が期待できる非常に有効な手段であることから今後、導入について積極的に検討を進めます。

(3) ポスター掲示場

ポスター掲示場は、公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定により、投票区の選挙人名簿登録者数及び面積により設置数が算出されていますが、特別な事情がある場合には、その数を減らすことができます。今回の投票区の見直しに伴いポスター掲示場の設置数についても見直しの対象となってきますが、有権者に不利益が生じることのないよう、町独自の基準を設ける等適切な数を適切な場所に設置します。

投票区見直し(案)



- …現投票所
- …新投票所
- …臨時期日前投票所を
設置する現投票所